

## ○工学院大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学大学院学則第42条および第44条に基づき、大学院科目等履修生(以下「科目等履修生」という。)に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 本学大学院の学生以外の者が本学大学院において、授業科目の1科目または複数の授業科目(講義のみ)の履修を希望する場合は、大学院学生の教育研究に支障が生じない限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、次の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業し、学士の学位を有する者
- (2) 大学院委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があり履修科目を十分学修し得ると認められた者

(試験および単位)

第4条 科目等履修生の履修した授業科目については試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目に定められた単位を認定する。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、別に定める出願書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(出願期間)

第6条 出願期間は別に定める。

(志願者の選考および入学許可)

第7条 志願者の選考は、志願者が履修を希望する授業科目の所属専攻が行い、入学許可は大学院委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(入学時期および履修期間)

第8条 入学時期は、原則として4月または10月とし、履修期間は当該学期の終りまでとする。

(入学検定料)

第9条 入学検定料は出願のたびに5,000円とする。

(授業料)

第10条 科目等履修生として入学を許可された者は、授業料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 授業料は次のとおりとする。

- (1) 本学卒業生は1単位につき10,000円
- (2) 学外者は1単位につき20,000円

3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は入学許可を取り消す。

(既納の諸納付金の返還)

第 11 条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 重複または超過納入になった諸納付金がある場合。
- (2) 履修を予定していた授業科目が時間割変更により履修が困難になった場合。

(単位修得証明書の交付)

第 12 条 試験に合格した履修科目については、本人の申請により、単位修得証明書を交付する。

(修士の学位)

第 13 条 科目等履修生には、修士の学位の授与は行わない。

(退学および除籍)

第 14 条 本学の諸規則に違反し、または科目等履修生として適当でないと認められたときは、学長はこれを除籍することができる。

(規則の準用)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生には修士学生に関する諸規則を準用する。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。
- 3 授業料改定に伴う一部改正。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う表記の変更。